

# 令和7年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

日時 令和8年1月15日(木) 13:30~15:30

場所 横浜市役所18階会議室(みなと1・2・3)

## 次 第

### 1 開会

### 2 協議事項

(1) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(2団体) 【資料1、資料2-1~2-2】

(2) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更等に係る協議(5団体)

(料金変更)【資料3-1~3-4】

(旅客の範囲の拡大)【資料3-5】

(3) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(8団体)

【資料4、資料5、資料6-1~6-8】

### 3 報告事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告 【資料7】

(2) 事故報告(2団体) 【資料8-1~8-2】

(3) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について 【資料9】

(4) 「福祉有償運送についてよくある質問」について 【資料10】

(5) 地域支え合いドライバー支援講習について(都市整備局) 【資料11】

(6) 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会委員推薦依頼について

#### <<資料>>

(1) 委員名簿 【参考資料1】

(2) 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱 【参考資料2】

(3) 運送の対価について 【参考資料3】

令和8年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は、令和8年6月頃開催を予定しています。

令和7年度第3回横浜市福祉有償移動サービス新規申請団体一覧

【資料1】

		新規登録	
		1	2
法人名称		NPO法人宮ノマエストロ	特定非営利活動法人サポートめぐみ
介護保険法事業所指定		無	有
障害者総合支援法事業所指定		無	有
その他の運送区域		無	無
使用車両数(台数)		1	1
内訳	所有	1	1
	持込み	0	0
運転者(人)		1	1
対象者(人)		8	11
※旅客の範囲	イ		○
	ロ		○
	ハ		○
	ニ	○	○
	ホ	○	○
	ヘ		
会費			
対価(料金)	運送の対価	100円/km	初乗り2kmまで300円 以降、150円/km加算
	【参考: タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗 5,450円/1時間、加算 2,460円/30分
	迎車料	200円	5km以内: 300円 以降、1kmつき40円を加算
	待機料	500円/30分	350円/15分
	介助料	500円	【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定利用者負担割合分 【その他】 500円(1回)
	添乗・付添料		【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定利用者負担割合分 【その他】 350円/15分
その他の料金		福祉車両設備利用料: 500円 車いす貸出料: 900円(1回)	
標準的な利用による対価(料金)	【標準的利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)	
	【運送の対価】	500円【100円/km × 5km】	750円【300円(初乗り2km)+450円(150円/km × 3km)】
	【参考: タクシー料金】	2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円: 約458円/km) + 1,672円(100円/239m: 約418円/km × 4km)】	
	【運送の対価以外の対価】	迎車料: 200円 介助料: 500円	迎車料: 300円(迎車距離が5km以内) 介助料: 500円
	【総合計】	1,200円	1,550円

※旅客の範囲: イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	NPO法人宮ノマエストロ		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
事業等	【法人代表者氏名】	高橋 裕子	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成30年 4月 3日	横浜市泉区中田東四丁目59番41号
	※履歴事項全部証明書より 目的及び業務 この法人は、地域に暮らす高齢者、青少年・児童及びその保護者に対し、介護予防・生活支援、子育て支援に関する事業を行うほか、地域住民の交流を目的とした集いの場を提供することにより地域住民の居場所をつくり、住民が共に助け合う社会を実現させ、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 子どもの健全育成を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 介護予防・生活支援に関する事業 (2) 子育て支援に関する事業 (3) 地域交流に関する事業		
	定款等に、道路運送法に基づく事業について追記依頼済み		
事業所所在地	宮ノ前テラス 横浜市泉区中田東4-59-41	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	無
運送の区域	横浜市		
使用車両 1台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	1台 → 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 → 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 未 0人 登録時までに取得予定 1人 ・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 1人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	8人	内訳																									
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)																			
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 3人		肢体不自由 人																			
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 1人	要支援2 4人		内部障害 人																			
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人																			
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人																			
		2級 人			要介護5 人			その他 人																			
		1級 人																									
		0人	0人	0人	1人	7人	0人	0人																			
		合計							8人																		
		旅客の範囲																									
		<table border="1"> <tr><td>イ</td><td>身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者</td></tr> <tr><td>ロ</td><td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者</td></tr> <tr><td>○</td><td>ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者</td></tr> <tr><td>○</td><td>ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</td></tr> <tr><td>ヘ</td><td>介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者</td></tr> <tr><td>ト</td><td>その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者</td></tr> </table>								イ	身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者	ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者	ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者	○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者	○	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者	ヘ	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者	ト	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者				
イ	身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者																										
ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者																										
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者																										
○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者																										
○	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者																										
ヘ	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者																										
ト	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者																										
		<p>備考</p> <p>【ホ(要支援認定者)】脊柱管狭窄症、下肢筋力低下による転倒の恐れがある方、歩行不安定な方</p>																									
会費																											
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価																						
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	100円/km																						
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	200円																						
		待機料		有	500円/30分																						
		介助料		有	500円																						
		添乗・付添料		無																							
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無																									
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)																									
	運送の対価	500円【100円/km × 5km】																									
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】																									
	運送の対価以外の対価	迎車料: 200円 介助料: 500円																									
	総合計	1,200円																									
運行管理体制	<table border="0"> <tr> <td>○ 運行管理の責任者の選任</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 整備管理責任者の選任</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>○ 事故発生時の連絡体制</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>○ 苦情対応の体制</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table>									○ 運行管理の責任者の選任	有	無	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済			○ 整備管理責任者の選任	有	無	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有	無	○ 事故発生時の連絡体制	有	無	○ 苦情対応の体制	有	無
○ 運行管理の責任者の選任	有	無																									
車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済																											
○ 整備管理責任者の選任	有	無																									
○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有	無																									
○ 事故発生時の連絡体制	有	無																									
○ 苦情対応の体制	有	無																									
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							非該当	該当																		

法人名称	特定非営利活動法人サポートめぐみ			
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人			
	【法人代表者氏名】 江頭 琢磨	【法人所在地】 横浜市戸塚区川上町464-29		
	【法人設立年月日】 平成21年 8月 3日			
事業等	<p>※現在事項全部証明書より この法人は、高齢者・障害者・在宅療養者及びその家族介護者に対して、地域社会に根ざした介護及び生活支援分野に関する事業を行い、地域の福祉増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①介護保険法に基づく訪問介護事業 ②介護保険法に基づく第1号事業 ③介護保険法に基づく居宅介護支援事業 ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 ⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業 ⑦介護保険法に基づく訪問看護事業 ⑧介護保険外の生活支援サービス事業 ⑨その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>定款等に、道路運送法に基づく事業について追記依頼済み</p> </div>			
事業所所在地	さぼーとめぐみ 横浜市戸塚区川上町464-29	介護保険法事業所指定 有	障害者総合支援法事業所指定 有	
運送の区域	横浜市			
使用車両 1台	所有車両		持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">1</div> 台 <div style="margin-left: 10px;">                         設備内訳                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝台車 0台</li> <li>・ 車椅子車 1台</li> <li>・ 兼用車 0台</li> <li>・ 回転シート車 0台</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">0</div> 台 <div style="margin-left: 10px;">                         設備内訳                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝台車 0台</li> <li>・ 車椅子車 0台</li> <li>・ 兼用車 0台</li> <li>・ 回転シート車 0台</li> </ul> </div>	
	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</div>	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
普通車両(セダン等)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">0</div> 台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">0</div> 台	
運転者	一種免許所持者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">1</div> 人 <div style="margin-left: 20px;">内、直近2年間免許停止処分者</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">0</div> 人 <div style="margin-left: 20px;">                         ・認定講習 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</div> 1人                          ・セダン講習等 未 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div>人                     </div>	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">0</div> 人 <div style="margin-left: 20px;">内、直近2年間免許停止処分者</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">0</div> 人 <div style="margin-left: 20px;">                         ・セダン講習等 未 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div>人                     </div>	登録時までに取得予定 0人
	合計	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">1</div> 人 <div style="margin-left: 20px;">内、直近2年間免許停止処分者</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">0</div> 人	

対象者	11人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 1人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 2人	中度 人	要介護2 1人	要支援2 2人		内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 2人	要介護3 1人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 1人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 人			要介護5 1人			その他 人	
		1級 2人							
		2人	2人	2人	5人	2人	人	合計 13人 (重複:2人)	
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 【ホ(要支援認定者)】転倒のリスクがあり、医師等から一人での外出には注意が必要とされている方							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2kmまで300円、以降150円/km				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	5km以内:300円 以降1kmにつき40円を加算			
		待機料			有	350円/15分			
		介助料			有	【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定利用者負担割合分 【その他】 500円(1回)			
添乗・付添料		有			【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定利用者負担割合分 【その他】 350円/15分				
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)			有	福祉車両設備利用料:500円 車いす貸出料:900円(1回)					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	750円【300円(初乗り2km)+450円(150円/km×3km)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円(迎車距離が5km以内) 介助料:500円							
	総合計	1,550円							
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任		車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済		<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	○ 整備管理責任者の選任				<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統				<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	○ 事故発生時の連絡体制				<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	○ 苦情対応の体制				<input checked="" type="checkbox"/>	無			
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input type="checkbox"/>	該当		

# 【資料3-1】

## 横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	社会福祉法人誠幸会
変更事項	運送の対価、迎車料、待機料、付添・添乗料
提出日	令和7年11月26日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り1kmまで360円 以降、330円/km	初乗り1kmまで180円 以降、160円/加算
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	100円
	待機料	700円/30分	500円/30分
	介助料	無料 但し、車いすへの移乗や車いすでの階段昇降(5段以上)がある場合は、500円(片道)	
	添乗・付添料	700円/30分	500円/30分
	その他		

# 【資料3-2】

## 横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	福祉クラブ生活協同組合
変更事項	運送の対価、介助料
提出日	令和7年12月5日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		180円/km	150円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	300円 ※地域外加算:10kmを超える迎車においては、 10kmを超えた時点より50円/km加算	
	待機料	550円/30分	
	介助料	1,320円	1,210円
	添乗・付添料	550円/30分	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方加算料金(片道ケアで25km以上一律):1,000円加算</li> <li>・時間外料金:280円/30分 (平日(月~金)9:00~17:00以外、お盆(8/13~8/15)、年末年始(12/29~1/3)に適用)</li> <li>・キャンセル料:550円 但し、出庫後の場合は迎車料300円を加算</li> </ul>	

# 【資料3-3】

## 横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

※ 更新登録申請協議有

法人名称	一般社団法人リンクウェルせや
変更事項	運送の対価、迎車料
提出日	令和7年11月12日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		200円/km	50円/5km
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	500円/30分	
	介助料	【介護保険・障害福祉サービス利用時】法定利用負担割合分 【実費の場合】1,000円	
	添乗・付添料		
	その他		

# 【資料3-4】

## 横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

※ 更新登録申請協議有

法人名称	特定非営利活動法人たちばな福祉会
変更事項	運送の対価、迎車料
提出日	令和7年11月28日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り1kmまで300円 以降、280円/km加算	初乗り1kmまで200円 以降、180円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	350円	300円
	待機料	180円/10分	
	介助料	1,000円/1回 2階以上にお住まいの方で 移動介助や車いすの昇降介助が必要な方	
	添乗・付添料	600円/30分	
	その他		

法人名称	特定非営利活動法人お助けらっこ		
法人概要	【法人代表者氏名】	和田 光正	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	令和5年11月9日	札幌市豊平区平岸三条八丁目2番10-803号
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、地域の人々や高齢者が尊厳を持って暮らしていくことを支援するため、介護および福祉に関する事業を行い、介護が必要な方の社会参加を促し、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保険、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 特定非営利活動に係る事業 (1)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (2)介護保険法に基づく第1号事業 (3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (4)福祉有償運送事業 (5)その他の特定非営利活動に係る事業 (6)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 2 この法人は、次のその他の事業を行う。 (1)物品の販売事業 (2)会員相互の交流を図る事業	
事業所所在地	特定非営利活動法人お助けらっこ 横浜事業所 横浜市旭区若葉台4-23-605	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	無

旅客の変更(拡大)			
旧		新	
イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○	イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○
ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方		ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	
ニ:要介護認定者	○	ニ:要介護認定者	○
ホ:要支援認定者		ホ:要支援認定者	○
ヘ:基本チェックリスト該当者		ヘ:基本チェックリスト該当者	
ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者		ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	

拡大後の名簿の内訳

イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 5人	要支援1 3人	人	肢体不自由 人
5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 5人	要支援2 1人		内部障害 人
4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 9人			知的障害 人
3級 1人			要介護4 4人			(認定者を除く) 人
2級 2人			要介護5 4人			精神障害者 人
1級 1人						(認定者を除く) 人
						その他 人
4人	人	人	27人	4人	人	人

計 35人(重複3人)

【ホ:要支援】【ヘ:基本チェックリスト】【ト:その他】の方の福祉有償運送を必要とする理由 <ホ(要支援認定者)> 歩行が不安定で付添がないと一人で歩くことが難しい方(2名) 医師の判断により一人での移動が困難な方(1名) 軽い視野障害があり、一人での移動が困難である方(1名)
--

# 【資料4】

## 79条登録団体の登録期限一覧

月	日	法人名	備考
3月	8日	特定非営利活動法人ケアサポート袖	※1
	8日	特定非営利活動法人笑顔	※1
	10日	一般社団法人リンクウェルせや	
	11日	社会福祉法人真愛	
	12日	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑	
	14日	特定非営利活動法人らいちょう	※2
	29日	特定非営利活動法人 移動サービスアクセス	
	29日	特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会	
4月	6日	特定非営利活動法人 たちばな福祉会	
	10日	特定非営利活動法人だんだんの樹	
	20日	特定非営利活動法人 ふじさくら	
	26日	特定非営利活動法人 守の会	※2

※1 有効期限まで実施し、その後廃止届提出予定

※2 令和7年12月31日まで実施。廃止届提出予定

令和7年度第3回横浜市福祉有償移動サービス更新登録申請団体一覧

【資料5】

		更新登録								
		1	2	3	4	5	6	7	8	
法人名称		特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会	一般社団法人リンクウェルセヤ	社会福祉法人真愛	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑	特定非営利活動法人 移動サービスアクセス	特定非営利活動法人たちばな福祉会	特定非営利活動法人だんだんの樹	特定非営利活動法人ふじさくら	
介護保険法事業所指定		無	有	有	有	無	無	有	有	
障害者総合支援法事業所指定		有	有	有	無	有	無	有	有	
その他の運送区域		無	無	無	無	無	無	無	無	
使用車両数(台数)		9	2	6	3	11	3	2	2	
内訳	所有	0	2	4	0	0	3	2	2	
	持込み	9	0	2	3	11	0	0	0	
運転者(人)		11	4	11	3	12	4	6	2	
対象者(人)		13	12	10	6	42	10	15	8	
※旅客の範囲	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ロ	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ハ	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ニ	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ホ	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ヘ	○	○	○	○	○	○	○	○	
会費					入会金:3,000円 月会費:100円	入会金:3,000円 年会費:1,200円 (年度途中の入会の場合は、100円/月)	入会金:1,000円 年会費:3,000円			
運送の対価		初乗り2kmまで550円 以降、250円/km加算	200円/km	初乗り2kmまで400円 以降、200円/km加算	100円/km	100円/km	初乗り1kmまで300円 以降、280円/km加算	初乗り2kmまで350円 以降、150円/km加算	初乗り2kmまで400円 以降、200円/km加算	
【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗 5,450円/1時間、加算 2,460円/30分								
対価(料金)	運送の対価以外の対価	迎車料	500円(片道のみ)	300円	400円	5kmまで:300円 5kmを超え10km:550円 以降、5km毎に250円加算	300円 区外遠方料金(出発地または 目的地が区外の場合) 300円加算	350円	300円	150円
		待機料	10分までは無料 30分:800円、以降400円/15分加算	500円/30分	350円/15分	(9:00~17:00) 1,200円/30分、以降600円/15分加算 (上記以外の時間帯) 1,350円/30分、以降675円/15分加算	250円/10分	180円/10分	300円/15分	①片道30分以上の往復利用の場合の待機 ②予定していない場所に立寄る場合に発生 する待機 上記については、800円/30分
		介助料	1,300円/30分	【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定利用者負担割合分 【その他】1,000円	【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定利用者負担割合分 【その他】700円/1回	【介護保険適用の場合】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】1,200円	【障害福祉サービス適用時】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】1,000円/回	1,000円/1回) 2階以上にお住まいの方で 移動介助や車いすの昇降介助が必要な 方	【介護保険、総合支援法に該当する場合】 法定の自己負担割合分 【それ以外】1,000円(1回)	【介護保険、総合支援法に該当する場合】 法定の自己負担割合分 【それ以外】800円/30分
		添乗・ 付添料	1,500円/30分		【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定利用者負担割合分 【その他】700円/30分	【介護保険適用の場合】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】 (9:00~17:00) 30分1,200円、以降600円/15分加算 (上記以外の時間帯) 30分1,350円、以降675円/15分加算	【障害福祉サービス適用時】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】250円/10分	600円/30分	【介護保険、総合支援法に該当する場合】 法定の自己負担割合分 【それ以外】500円(15分あたり)	【介護保険、総合支援法に該当する場合】 法定の自己負担割合分 【それ以外】800円/30分
		その他の 料金	時間外(月~金:17:00~9:00): 1,500円加算 休日(土日祝日、年末年始):2,500円加算 当日キャンセル料:1,500円 車椅子:510円、 リクライニング車椅子:1,530円				・車椅子利用料(車椅子貸与代):250円/回 ・遠方料金:10kmを超え20kmまで:500円 20kmを超える場合:1,000円			高速利用料金等は必要に応じて 実費徴収(事前確認)
標準的な 利用による 対価(料金)	【標準の利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)								
	【運送の対価】	1,300円 【550円(初乗2km)+750円(250円/km×3km)】	1,000円【200円/km×5km】	1,000円 【400円(初乗2km)+600円(200円/km×3km)】	500円【100円/km×5km】	500円【100円/km×5km】	1,420円 【300円(初乗り1km)+1,120円(280円/km×4km)】	800円 【350円(初乗2km)+450円(150円/km×3km)】	1,000円 【400円(初乗2km)+600円(200円/km×3km)】	
	【参考:タクシー料金】	2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】								
	【運送の対価 以外の対価】	迎車料:500円 介助料:1,300円	迎車料:300円 介助料:1,000円	迎車料:400円 介助料:700円	迎車料:300円 (迎車場所まで5kmの場合) 介助料:1,200円	迎車料:300円 (区内の場合) 介助料:1,000円	迎車料:350円 介助料:1,000円	迎車料:300円 介助料:1,000円	迎車料:150円 介助料:800円	
	【総合計】	3,100円	2,300円	2,100円	2,000円	1,800円	2,770円	2,100円	1,950円	

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ.障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ.介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ.介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ.介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
	【法人代表者氏名】 服部 一弘	【法人所在地】 横浜市中区真砂町三丁目33番	
	【法人設立年月日】 平成16年11月22日		
事業等	<p>※現在事項全部証明書より                  目的及び業務                  この法人は、「移動の権利は基本的人権の一つ」と考え、移動支援に関わる団体・個人が連携し、その活動形態の違いを活かし協働することにより移動困難な人に対して、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 移動の手段を確保できること</li> <li>2. 移動に関する権利が社会的に保障されること</li> </ol> <p>上記の実現に関する事業を行い、あらゆる人が自分らしく生きること深く結びつく、移動の自由を寄与することを目的とする。                  この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</li> <li>(2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li> <li>(3) 社会教育の推進を図る活動</li> <li>(4) まちづくりの推進を図る活動</li> <li>(5) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li> </ol> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 移動に関する情報提供・相談に関する事業</li> <li>(2) 要支援者の介護予防・日常生活支援総合事業、その他高齢者等に対するサービスに関する事業</li> <li>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス、地域生活支援、及び児童福祉法に基づく障害時通所支援、その他障害者等に対するサービスに関する事業</li> <li>(4) 道路運送法に基づく福祉有償運送に関する事業</li> <li>(5) 市民活動団体・個人の支援に関する事業</li> <li>(6) 高齢者及び障害を持つ人等が利用しやすい交通システム・まちづくりの学習・検討・提言に関する事業</li> <li>(7) 公共交通機関・医療機関・福祉機関・行政・社会福祉協議会、福祉活動団体などとの連携・協働に関する事業</li> <li>(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>		
事業所所在地	さぼーと・横浜 横浜市中区真砂町3-33セルテ11階 よこはま市民共同オフィス内	介護保険法事業所指定 無	障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市		
使用車両 9台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	6台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 5台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 1台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	3台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	6人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 6人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 6人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	5人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 済 5人 登録時までに取得予定 0人
	合計	11人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	13人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 1人	要支援1 1人		肢体不自由 1人
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 1人	要支援2 人		内部障害 人
	4級 人	1級 人	重度 3人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人	
	3級 人			要介護4 2人			精神障害(認定者を除く) 人	
	2級 2人			要介護5 1人			その他 人	
	1級 5人							
	7人	0人	3人	5人	1人	0人	合計 17人 (重複:4人)	
		旅客の範囲						
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		<b>備考</b> 【ホ(要支援認定者)】脊柱管狭窄症のため歩行障害有 【ト(その他)】右大腿骨骨折及び右膝人口関節による歩行困難						
会費								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2kmまで550円、以降250円/km加算			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	500円(片道のみ)			
		待機料		有	10分までは無料。 30分800円、以降400円/15分加算			
		介助料		有	1,300円/30分			
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	1,500円/30分			
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無		時間外(月～金:17:00～9:00):1,500円加算 休日(土日祝日、年末年始):2,500円加算 当日キャンセル料:1,500円 車椅子:510円、リクライニング車椅子:1,530円				
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	1,300円【550円(初乗2km) + 750円(250円/km × 3km)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:500円 介助料:1,300円						
	総合計	3,100円						
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済			<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	<input type="radio"/> 整備管理責任者の選任			<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	<input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統			<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	<input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制			<input checked="" type="checkbox"/>	無			
	<input type="radio"/> 苦情対応の体制			<input checked="" type="checkbox"/>	無			
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input type="checkbox"/>	該当	

法人名称	一般社団法人リンクウェルせや		
法人種別	一般社団法人		
事業等	【法人代表者氏名】	渡部 真功	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成24年12月27日	横浜市瀬谷区本郷二丁目26番1号田園ヴィレッジC
事業等	※現在事項全部証明書より 目的等 当法人は地域福祉の推進を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う (1)障害福祉サービス事業 (2)相談支援事業 (3)地域生活支援事業 (4)介護タクシー事業 (5)高齢者の地域生活の自立と継続を促進する事業及び介護保険サービス事業 (6)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (7)介護保険法に基づく介護予防サービス事業 (8)介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (9)介護保険法に基づく第1号事業 (10)前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	有 障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市		
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	2台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 2台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・認定講習 済 4人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 4人 登録時までに取得予定 0人	
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人	
	合計	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	12人	内訳					
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 1人	要介護1 人	要支援1 人	肢体不自由 人
		5級 人	2級 人	中度 2人	要介護2 1人	要支援2 人	内部障害 人
		4級 人	1級 人	重度 5人	要介護3 人		知的障害(認定者を除く) 人
		3級 人			要介護4 人		精神障害(認定者を除く) 人
		2級 人			要介護5 人		その他 人
		1級 3人					
		3人	人	8人	1人	人	人
		合計 12人					
		旅客の範囲					
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者					
		備考					
会費							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価		
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	200円/1km		
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円	
		待機料			有	500円/30分	
		介助料			有	【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定利用者負担割合分 【その他】1,000円	
		添乗・付添料			無		
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)					
	運送の対価	1,000円【200円/km × 5km】					
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】					
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,000円					
	総合計	2,300円					
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任	有			無		
	○ 整備管理責任者の選任	有			無		
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有			無		
	○ 事故発生時の連絡体制	有			無		
	○ 苦情対応の体制	有			無		
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に				非該当	該当	

法人名称	社会福祉法人真愛		
法人種別	社会福祉法人		
	【法人代表者氏名】	池田 恵賜	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成29年 3月 29日	横浜市栄区公田町424番地23
事業等	※現在事項全部証明書より 目的 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、キリスト教精神に基づき、支援を必要とする地域の人々に対して、個人の尊厳と意向を尊重しつつ、健やかに心身が育成され保持されるための多様な福祉サービスを総合的に提供することを通して、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。この法人は、上記の目的を達成するため次の社会福祉事業を行う。 (1)第二種社会福祉事業 (イ)保育所の経営 (ロ)一時預り事業の経営 (ハ)老人デイサービス事業の経営 (ニ)老人居宅介護事業の経営 (ホ)障害福祉サービス事業の経営 (ヘ)移動支援事業の経営 (ト)地域活動センターの経営 (チ)特定相談支援事業の経営 (リ)障害児相談支援事業の経営 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。 (1)生活支援サービス事業 (2)福祉有償移動サービス事業 (3)居宅介護支援事業		
事業所所在地	ふぁみりーさぽーと泉 横浜市栄区飯島町1516番地5	介護保険法事業所指定	有 障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市		
使用車両 6台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	2台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 2台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	2台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	1台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	11人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 10人 登録時までに取得予定 1人 ・セダン講習等 済 10人 登録時までに取得予定 1人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	11人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	10人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人
		4級 人	1級 1人	重度 9人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人
		2級 人			要介護5 人			その他 人
		1級 7人						
		7人	1人	9人	0人	0人	0人	0人
		合計 17人 (重複:7人)						
		旅客の範囲						
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考 【(ニ(要介護認定者))】現在利用者はいないが受入体制は整っている。						
会費								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2km400円、2kmを超える場合は200円/km加算			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	400円			
		待機料			有	350円/15分		
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定利用者負担割合分 【その他】700円/1回			
		添乗・付添料			有	【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定利用者負担割合分 【その他】700円/30分		
その他(ストッカー・車いす使用料等)		無						
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	1,000円【400円(初乗2km) + 600円(200円/km × 3km)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料: 400円 介助料: 700円						
	総合計	2,100円						
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済				<input checked="" type="checkbox"/>	無		
	<input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任				<input checked="" type="checkbox"/>	無		
	<input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統				<input checked="" type="checkbox"/>	無		
	<input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制				<input checked="" type="checkbox"/>	無		
	<input type="checkbox"/> 苦情対応の体制				<input checked="" type="checkbox"/>	無		
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に						<input checked="" type="checkbox"/>	該当

法人名称	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
	【法人代表者氏名】 渡邊 真弓	【法人所在地】 横浜市都筑区荻田南五丁目8番17号	
	【法人設立年月日】 平成14年7月1日		
事業等	※現在事項全部証明書より 目的及び業務 本会は、地域社会において自らの生活技術や技能を発揮し役立てることを通して、高齢者、障害者及びその他生活支援を必要とする人々に対して、相互扶助の精神に基づいてサービスを行い、自主運営、自主管理の働き方をもって、安心して心豊かに暮らせる地域福祉の向上に寄与することを目的とする。 本会は上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 本会は上記の目的を達成するために、特定非営利活動に係る次の事業を行う。 (1) 家事・介護・育児等に関する独自の生活支援サービス (2) 公的制度に基づくホームヘルプサービス事業 ① 介護保険法に基づく訪問介護事業・介護予防訪問介護事業及び第1号事業 ② 障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業 ③ その他横浜市等の委託による家事・介護・育児に関する事業 (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (4) 福祉有償運送事業 (5) 地域福祉推進を考える事業 (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定 有	障害者総合支援法事業所指定 無
運送の区域	横浜市		
使用車両 3台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	3台 任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	3人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 3人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 3人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	3人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	6人	内訳								
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)		
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 1人	要支援1 1人		肢体不自由 人		
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 1人	要支援2 1人	人	内部障害 人		
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人		
		3級 人			要介護4 1人			精神障害(認定者を除く) 人		
		2級 人			要介護5 人			その他 1人		
		1級 人								
		0人	0人	0人	3人	2人	人	合計 6人		
		旅客の範囲								
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
		<b>備考</b> 【ホ(要支援認定者)】脳梗塞の後遺症有、膝の悪く階段昇降等が困難であるため 【ト(その他)】膠原病のため								
会費	入会金:3,000円、月会費:100円									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価					
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	100円/km					
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	5kmまで:300円、5kmを超え10km:550円以降、5km毎に250円加算				
		待機料			有	(9:00~17:00)1,200円/30分、以降600円/15分加算(上記以外の時間帯)1,350円/30分、以降675円/15分加算				
		介助料			有	【介護保険適用の場合】法定の自己負担割合分【実費の場合】1,200円				
添乗・付添料		有			【介護保険適用の場合】法定の自己負担割合分【実費の場合】(9:00~17:00)30分1,200円、以降600円/15分加算(上記以外の時間帯)30分1,350円、以降675円/15分加算					
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)			有	・車椅子利用料(車椅子貸与代):250円/回 ・遠方料金:10kmを超え20kmまで:500円 20kmを超える場合:1,000円					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)								
	運送の対価	500円【100円/km × 5km】								
	【参考:タクシー料金】※運送の対価の部分	2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】								
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円(迎車場所まで5kmの場合) 介助料:1,200円								
	総合計	2,000円								
運行管理体制	<input checked="" type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input type="checkbox"/> 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input type="checkbox"/> 無									
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	

法人名称	特定非営利活動法人移動サービスアクセス			
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人			
事業等	【法人代表者氏名】	石山 典代	【法人所在地】	
	【法人設立年月日】	平成17年 2月 15日	横浜市青葉区荏田北3-11-24	
事業等	※現在事項全部証明書より 目的及び業務 この法人は、相互扶助の精神にもとづき、自らの生活技術や技能を發揮し、自主運営・自主管理の非営利市民事業として、高齢者、障害者、病弱者、および子育て支援を必要としている人々など移動制約者の外出を支援する事業等を行い、「参加型福祉」によるまちづくりに寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①移動制約者に対する外出支援を行なう福祉有償運送事業 ②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称 障害者総合支援法)に基づく地域生活支援事業 ③「横浜市障害者ガイドボランティア事業事務取扱団体」としての事業 ④「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称障害者総合支援法)に基づく指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業 ⑤その他、この法人の目的達成に必要な事業			
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無	
			障害者総合支援法事業所指定 有	
運送の区域	横浜市			
使用車両 11台	所有車両		持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	11台 任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	12人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 12人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 12人 登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	12人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	



法人名称	特定非営利活動法人たちばな福祉会						
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人						
	【法人代表者氏名】 星野 剣	【法人所在地】 横浜市旭区上白根一丁目33番1号					
	【法人設立年月日】 平成16年 2月 10日						
事業等	<p>※現在事項全部証明書より 目的及び業務 この法人は、高齢者及び中途障害者(以下「高齢者等」という。)の地域での自立支援及び少子化対策のため、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業及び託老ホーム事業等を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)子どもの健全育成を図る活動 (3)社会教育の増進を図る活動 (4)まちづくりの増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 (1)介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (2)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (3)託老ホーム事業 (4)生活支援事業 (5)地域の子育て支援等事業 (6)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 (7)介護保険法に基づく介護予防サービス事業及び介護予防支援事業 (8)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 (9)障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 (10)福祉有償運送事業 (11)上白根コミュニティハウス指定管理事業 (12)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>						
事業所所在地	NPOたちばな 横浜市旭区上白根1-33-1	介護保険法事業所指定 無	障害者総合支援法事業所指定 無				
運送の区域	横浜市						
使用車両 3台	所有車両		持ち込み(貸借)車両				
	福祉車両	<p>1台 →</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備内訳 ・ 寝台車 0台</li> <li>・ 車椅子車 1台</li> <li>・ 兼用車 0台</li> <li>・ 回転シート車 0台</li> </ul> <p>任意保険等の確認 済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対人無制限</li> <li>・対物1,000万円以上</li> </ul>	<p>0台 →</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備内訳 ・ 寝台車 0台</li> <li>・ 車椅子車 0台</li> <li>・ 兼用車 0台</li> <li>・ 回転シート車 0台</li> </ul> <p>任意保険等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対人無制限</li> <li>・対物1,000万円以上</li> </ul>				
	普通車両(セダン等)	<p>2台</p> <p>任意保険等の確認 済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対人無制限</li> <li>・対物1,000万円以上</li> </ul>	<p>0台</p> <p>任意保険等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対人無制限</li> <li>・対物1,000万円以上</li> </ul>				
	合計	3台	0台				
運転者	一種免許所持者	4人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 4人	登録時までに取得予定 0人	・セダン講習等 済 4人	登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人	登録時までに取得予定 0人		
	合計	4人	内、直近2年間免許停止処分者 0人				

対象者	10人	内訳						
		イ(身体障害者) 6級 人 5級 人 4級 1人 3級 人 2級 2人 1級 1人 4人	ロ(精神障害者) 3級 人 2級 人 1級 人	ハ(知的障害者) 軽度 人 中度 2人 重度 人 2人	ニ(要介護認定者) 要介護1 1人 要介護2 1人 要介護3 人 要介護4 人 要介護5 人 2人	ホ(要支援認定者) 要支援1 人 要支援2 2人 2人	ヘ(チェックリスト) 人	ト(その他) 肢体不自由 人 内部障害 人 知的障害(認定者を除く) 人 精神障害(認定者を除く) 人 その他 人 0人
		合計 10人						
		旅客の範囲						
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考 【ホ(要支援認定者)】歩行器や杖を使用し、お一人での外出ができないため						
会費	入会金:1,000円、年会費:3,000円							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り1kmまで300円、以降280円/km加算			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	350円		
		待機料			有	180円/10分		
		介助料			無	1,000円/1回 2階以上にお住まいの方 移動介助や車いすの昇降介助が必要な方		
添乗・付添料		有			600円/30分			
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	1,420円【300円(初乗1km) + 1,120円(280円/km × 4km)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:350円 介助料:1,000円						
	総合計	2,770円						
運行管理体制	<input checked="" type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 苦情対応の体制							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	

法人名称	特定非営利活動法人だんだんの樹		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
事業等	【法人代表者氏名】	野網 克美	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成13年 7月 27日	横浜市泉区弥生台27番地2
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び業務 この法人は住民の相互扶助の理念に基づき、高齢要介護者とその家族に対し、要介護者の介護と介護家族の生活の保全に関する事業を行なうと共に、地域の中で高齢者に限らず身障者、そして「助けて」の声をあげた人に応えるため常に新しい知識、情報を提供できるべく自らの資質の向上に努め、ボランティアだからできる「私が生きてきた私の町」の福祉に貢献することを目的とする。 この法人は上記の目的を達成するために次の種類の特定非営利活動を行なう。 (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 (2) 人権の擁護または平和の推進を図る活動 この法人は上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行なう。 (1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅介護サービス事業、地域密着型サービス事業及び介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域支援事業 (3) 地域の高齢者、障害者等に向けた福祉サービス事業 (4) ボランティア活動の推進 (5) 介護管理手法の普及 (6) 道路運送法に基づく福祉有償運送		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	1台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	6人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 6人 ・セダン講習等 済 6人 登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	6人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	15人	内訳													
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ(チェックリスト)		ト(その他)	
		6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	人	要支援1	1人			肢体不自由	人
		5級	人	2級	人	中度	人	要介護2	6人	要支援2	人		人	内部障害	人
		4級	人	1級	人	重度	人	要介護3	3人					知的障害 (認定者を除く)	人
		3級	人					要介護4	1人					精神障害 (認定者を除く)	人
		2級	2人					要介護5	1人					その他	人
		1級	2人												人
		4人		0人		人		11人		1人		人		0人	
		合計 16人 (重複:1人)													
		旅客の範囲													
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者													
		備考 【ホ(要支援認定者)】在宅酸素使用のため、外出時は介助が必要なため													
会費															
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価										
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2kmまで350円、以降150円/km加算										
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円										
		待機料		有	300円/15分										
		介助料		有	【介護保険、障害福祉サービス利用時】 介護報酬の自己負担割合分 【介護保険、障害福祉サービス適用外の場合】 1,000円(1回)										
添乗・付添料		提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	【介護保険、障害福祉サービス利用時】 介護報酬の自己負担割合分 【介護保険、障害福祉サービス適用外の場合】 500円(15分あたり)											
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		有	高速利用料金等は必要に応じて実費徴収(事前確認)											
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)													
	運送の対価	800円【350円(初乗2km) + 450円(150円/km × 3km)】													
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】													
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,000円													
	総合計	2,100円													
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ○ 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 ○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 ○ 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 ○ 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無														
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に											<input type="checkbox"/> 非該当		該当	

法人名称	特定非営利活動法人ふじさくら		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
	【法人代表者氏名】	宗像 定継	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成17年 8月 8日	横浜市保土ヶ谷区星川1-12-6
事業等	<p>※現在事項全部証明書より 目的及び業務 本法人は、高齢者及び障害児者の日常生活の向上の為、幅広い分野での企画・工夫を行い良質なサービスを提供するとともに、支援・介助・介護に重要な役割をもつ住宅・施設等の環境の向上、研究及び技術開発を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。 本法人は、上記の目的を達成する為、次の種類の特定非営利活動を行う。 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 本法人は、上記の目的を達成する為、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 1) 高齢者等の住環境に関する事業 2) 高齢者等に対する配食サービス事業 3) 高齢者等に対する介護サービス事業 4) 高齢者等の交流事業の企画・運営 5) 生活情報の提供事業 6) 施設の設置及び運営 7) 障害者等の支援活動事業 8) 障害児童の支援活動事業 9) 福祉に関する人材派遣事業及び教育 10) 産後支援ヘルパー派遣事業 11) 虐待からの保護等に関する事業 12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>定款等に、道路運送法に基づく事業について追記依頼済み</p> </div>		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	有 障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市		
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	<p>2台 → 設備内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝台車 0台</li> <li>・ 車椅子車 2台</li> <li>・ 兼用車 0台</li> <li>・ 回転シート車 0台</li> </ul> <p>任意保険等の確認 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人無制限</li> <li>・ 対物1,000万円以上</li> </ul>	<p>0台 → 設備内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝台車 0台</li> <li>・ 車椅子車 0台</li> <li>・ 兼用車 0台</li> <li>・ 回転シート車 0台</li> </ul> <p>任意保険等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人無制限</li> <li>・ 対物1,000万円以上</li> </ul>
	普通車両(セダン等)	<p>0台</p> <p>任意保険等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人無制限</li> <li>・ 対物1,000万円以上</li> </ul>	<p>0台</p> <p>任意保険等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人無制限</li> <li>・ 対物1,000万円以上</li> </ul>
運転者	一種免許所持者	<p>2人 内、直近2年間免許停止処分者 0人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定講習 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</span> 2人 登録時までに取得予定 0人</li> <li>・ セダン講習等 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">済</span> 2人 登録時までに取得予定 0人</li> </ul>	
	二種免許所持者	<p>0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人</li> </ul>	
	合計	<p>2人 内、直近2年間免許停止処分者 0人</p>	

対象者	8人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 1人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 1人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 2人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 1人			要介護5 人			その他 人	
		1級 3人							
		4人	人	2人	2人	0人	人	0人	
		合計 8人							
		旅客の範囲							
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2kmまで400円、以降200円/km加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	150円			
		待機料			有	①片道30分以上の往復利用の場合の待機 ②予定していない場所に立寄る場合に発生する待機 上記については、800円/30分			
		介助料			有	【介護保険、総合支援法に該当する場合】 法定の自己負担割合分 【それ以外】800円/30分			
		添乗・付添料			有	【介護保険、総合支援法に該当する場合】 法定の自己負担割合分 【それ以外】800円/30分			
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		有			車椅子/ストレッチャー使用料:500円/片道				
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	1,000円【400円(初乗2km) + 600円(200円/km × 3km)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:150円 介助料:800円							
	総合計	1,950円							
運行管理体制	<input checked="" type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 有 無 <input checked="" type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無 <input checked="" type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 有 無 <input checked="" type="checkbox"/> 苦情対応の体制 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当

## 【資料7】

### 令和7年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 変更報告一覧

下記の軽微な変更の届出がありましたのでご報告いたします。

期間: 令和7年6月1日～令和7年12月31日 件数: 22件

内訳は下記のとおりです。

・事務所の名称・住所の変更: 2件、・法人代表者の変更: 1件、・法人の住所の変更: 1件、・車両の増車: 4件、  
・車両の減車: 7件、・車両の種類の変更を伴う入替: 5件、・運送の区域の減少: 1件、・廃止: 1件

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
1	特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会	R7.6.3	車両の増車	車いす車 4台(うち軽3台)(+1台) 回転シート車 2台(うち軽0台) セダン等 5台(うち軽0台)	車いす車 3台(うち軽3台) 回転シート車 2台(うち軽0台) セダン等 5台(うち軽0台)
2	NPO法人ぶろむなード	R7.6.9	車両の減車 車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 3台(うち軽1台)(-11台) 【理由: 車両の利用減少のため】	車いす車 14台(うち軽1台)
3	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会	R7.6.25	廃止	廃止年月日: 令和7年6月20日 【理由: 担い手の確保が困難であること。物価高騰により諸経費が高み運営維持が出来ないこと】	
4	特定非営利活動法人鶴の仲間	R7.6.26	車両の減車	車いす車 4台(うち軽2台) セダン等 14台(うち軽2台)(-1台) 【理由: 持込車両の提供中止のため。家族が車両を使用する頻度が増えたため】	車いす車 4台(うち軽2台) セダン等 15台(うち軽2台)
5	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑	R7.6.30	法人の代表者の変更	渡邊 真弓	盛 淳子
6	福祉クラブ生活協同組合	R7.7.4	車両の増車	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台(うち軽0台) セダン等 9台(うち軽2台)(+1台)	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台(うち軽0台) セダン等 8台(うち軽2台)
7	福祉クラブ生活協同組合	R7.8.5	事務所の住所の変更	【ららむーぶ南】 横浜市戸塚区深谷町556-2	【ららむーぶ南】 横浜市南区井土ヶ谷下町37-1
8	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R7.8.6	車両の減車	車いす車 4台(うち軽3台) 回転シート車 2台(うち軽0台) セダン等 3台(うち軽0台)(-2台) 【理由: 活動のない車両を持ち込んでいた運転者の除籍による減車】	車いす車 4台(うち軽3台) 回転シート車 2台(うち軽0台) セダン等 5台(うち軽0台)
9	特定非営利活動法人移動サービスアクセス	R7.8.18	車両の減車	セダン等 11台(うち軽2台)(-1台) 【理由: 車両を持ち込んでいた運転者の退職による減車】	セダン等 12台(うち軽2台)
10	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R7.9.2	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 5台(うち軽3台)(+1台) 回転シート車 1台(うち軽0台)(-1台) セダン等 3台(うち軽0台) 【理由: 車両を持ち込んで活動する運転者の加入と、活動のない車両の減車】	車いす車 4台(うち軽3台) 回転シート車 2台(うち軽0台) セダン等 3台(うち軽0台)
11	特定非営利活動法人あやめ会	R7.9.10	車両の種類の変更を伴う車両の入替	セダン等 9台(うち軽3台)	セダン等 9台(うち軽2台)
12	特定非営利活動法人GOOD JOB	R7.9.19	車両の増車	セダン等 4台(うち軽0台)(+1台)	セダン等 3台(うち軽0台)

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
13	特定非営利活動法人らいちょう	R7.10.1	車両の減車	セダン等 1台(うち軽0台)(-3台) 【理由:老朽化により廃車】	セダン等 4台(うち軽0台)
14	福祉クラブ生活協同組合	R7.10.10	運送の区域の減少	横浜市、川崎市、鎌倉市、逗子葉山町、藤沢市	横浜市、川崎市、鎌倉市、逗子市葉山町、藤沢市、厚木市
15	福祉クラブ生活協同組合	R7.10.15	車両の減車	【ららむーぶ港南】 車いす車 2台(うち軽0台) セダン等 6台(うち軽1台)(-1台) 【理由:車両を持ち込んでいた運転者の退職による減車】	【ららむーぶ港南】 車いす車 2台(うち軽0台) セダン等 7台(うち軽1台)
16	福祉クラブ生活協同組合	R7.10.17	車両の種類の変更を伴う車両の入替	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台(うち軽3台) セダン等 6台(うち軽1台)	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台(うち軽2台) セダン等 6台(うち軽0台)
17	特定非営利活動法人歩々路	R7.11.13	法人の住所の変更 事務所の住所の変更	横浜市港南区大久保三丁目8番2号	横浜市港南区上永谷三丁目31番38号
18	特定非営利活動法人鶴の仲間	R7.11.25	車両の減車	車いす車 4台(うち軽2台) セダン等 13台(うち軽2台)(-1台) 【理由:車両を持ち込んでいた運転者の退職による減車】	車いす車 4台(うち軽2台) セダン等 14台(うち軽2台)
19	福祉クラブ生活協同組合	R7.12.15	車両の増車 車両の種類の変更を伴う車両の入替	【ららむーぶ神奈川・保土ヶ谷】 車いす車 2台(うち軽1台) 回転シート車 1台(うち軽0台) セダン等 13台(うち軽3台)(+1台)	【ららむーぶ神奈川・保土ヶ谷】 車いす車 2台(うち軽1台) 回転シート車 1台(うち軽0台) セダン等 12台(うち軽2台)

# 【資料 8】

## 事故報告（2 団体）

### 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

平成 29 年 11 月から横浜市に登録のある団体へ道路運送法第 94 条 4 の規定に基づき安全確保の確認のため訪問を開始しました。

今回は、令和 7 年 5 月から 12 月までの 21 団体の訪問結果をご報告させていただきます。

福祉有償運送ガイドブックに定められた各種台帳や記録が適正に実施されているかなど大きくわけて 9 項目の視点から確認を行っています。

- ◆今回は、令和 7 年度第 2 回及び第 3 回運営協議会で、更新申請の対象事業所を中心に訪問しました。
- ◆団体からの聞き取りでは、運送前後に行う運転者の体調確認方法の難しさや運転者の確保等の話がありました。
- ①「1 名簿の管理」については、利用者の手帳の等級等の要件確認が十分に行われていないケースが 1 件、個人情報の管理が不十分なケースが 1 件ありました。
- ②「2 車両」に係る確認項目では、変更届の未提出が 1 件、書類の管理不備が 3 件ありました。
- ③「3 安全な運転の確認」に係る確認項目では、運送後の確認・記録が実施されていないケースが 4 件、誤った確認方法（メール等）で実施していたケースが 2 件、記録の保管がないケースが 1 件ありました。
- ④「4 乗務記録」に係る確認項目では、乗車した車両番号の記載等必要事項の記載漏れが 4 件、開始および終了の時間、対価の記載がないケースが 1 件、一部の運転者の乗務記録がないケースが 1 件ありました。
- ⑤「5 運転者台帳」に係る確認事項では、運転者を辞めた日付・理由や健康状態の未記入が 6 件、運転免許証の有効期限や条件等の記載ミスが 5 件ありました。
- ⑥「8 表示・掲示の義務」に係る確認事項では、車内の表示の未整備が 13 件、車外の表示については、車両番号・福祉運送車両の表示ないケース（または片側のみ）が 5 件ありました。また、登録証（写し）の携行が実施されていない団体が 5 件ありました。
- ⑦料金表については、一部協議を調べていない料金の記載されていたケースが 1 件ありました。この団体については、協議を調べた料金で実施し、変更をする場合は協議会に諮るよう伝えました。

#### 【参考】確認事項

- 1 名簿の管理について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十九）  
運送を必要とする理由の確認、旅客の範囲の届出状況、保管方法等の確認を行いました。
- 2 車両について（道路運送法：第七十九条の二三号）  
登録台数と現在使用している車両に相違はないか、車両の損害賠償保険の確認、持込車の使用契約書の確認を行いました。
- 3 安全な運転の確認について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二 1 号から 3 号）  
安全な運送を行っていただくために、運送前に確認すべき事項が実施されているか確認を行いました。

- 4 乗務記録について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二４号）  
乗務の開始及び終了の地点、経過地点、乗車距離等必要事項を記載、保管しているか確認を行いました。
- 5 運転者台帳について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十三）  
運転者ごとの記録・必要事項の記載について確認を行いました。
- 6 事故について（道路運送法：第七十九条の十、道路運送法施行規則：第五十一条の二十五２号）  
事故が発生した場合の連絡体制および記録を確認しました。
- 7 苦情について（道路運送法施行規則：第五十一条の三十）  
利用者からの苦情の記録・保管、連絡体制について確認しました。
- 8 表示・掲示の義務について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十七、第五十一条の二十八）  
運送を行う際に運転者証の表示または掲示、標章が車両の両側面に表示されているか等の確認を行いました。
- 9 料金表について（道路運送法：第七十九条の八、道路運送法施行規則：第五十一条の十四）  
料金表の内容が変わっていないか、料金の変更は運営協議会での合意が必要であることを確認しました。

福祉有償運送についてよくある質問

1 利用者（旅客）について

	質問	回答
1	<p>誰でも受け入れることはできますか。 利用者（旅客）の要件はありますか。</p>	<p>福祉有償運送とは、 他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、下記の旅客の要件イ～トに該当する方のうち、お一人でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方、かつ当該運送主体に会員として利用登録されている方に対して行う原則ドアツードアの個別輸送サービスです。</p> <p><u>お一人でバスや電車、タクシー等の公共交通機関を利用できる方は利用できません。</u></p> <p>団体は、運営協議会で協議を調えた旅客の範囲内で、利用者（旅客）を受け入れることができます。</p> <p><b>【旅客の要件】</b></p> <p>イ：身体障害者手帳をお持ちの方            ロ：精神障害者手帳をお持ちの方            ハ：愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方            ニ：要介護認定を受けている方            ホ：要支援認定を受けている方            ヘ：基本チェックリストに該当する方            ト：その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、難病、その他の障害を有する方</p>
2	<p>要支援の認定を受ければ、全員対象になりますか。</p>	<p><u>要支援認定を受けている方であっても、お一人でバスや電車、タクシー等の公共交通機関を利用できる方は利用できません。</u></p> <p>契約をする際に、申込をされる方の身体状況を確認してください。</p> <p>公共交通機関を利用できない理由を団体できちんと把握、記録をしてください。</p>
3	<p>利用者（旅客）が増えました。 ① どのような手続きが必要ですか。</p>	<p>① 登録している旅客の範囲内での利用者（旅客）が増えただけであれば、手続きは不要です。旅客の名簿等、団体で適切に管理をしてください。</p>

	② 登録のない旅客の範囲の利用希望がありました。運営協議会等の手続きは必要ですか。	② 必要です。 登録している旅客の範囲ではない利用者（旅客）から利用希望があった場合は、運営協議会へ「 <b>変更登録</b> 」申請が必要です。 <b>運営協議会で協議を調えた後、利用者（旅客）を運送することができます。</b> 運営協議会の開催日程等については、横浜市へお問い合わせください。
4	運送しようとする利用者（旅客）に要支援とその他の障害者はいないのですが、登録を受けようとする場合、その区分を含めて申請することはできますか。	福祉有償運送の必要性については、身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者及びその他の障害者の区分ごとに旅客の障害状況等の態様を踏まえて判断することが必要であるため、 <b>申請日において該当する者がいない区分は申請することができません。</b>
5	登録時に該当者がいなくても、準備が整っていれば範囲の登録をすることができるか（○を付けることができるか）	運営協議会で「 <b>変更登録</b> 」の協議を諮ってください。 申請日において、該当する者がいない区分は申請することができないため、 <b>直近でその区分に該当する旅客が入る見込みがある場合に限り、その挙証書類等をお示しいただいた上で協議会に諮ってください。</b> 協議が調った後、該当する旅客の範囲の項目に○を付けることができます。
6	その他の障害を有する者はどのような場合の人が該当するか	肢体不自由や内部障害、（障害者手帳がない）知的障害や精神障害、学習障害、自閉症などが該当します。また難病も「ト：その他の障害を有する方」に含まれます。
7	その他の障害を有する者に該当者がいた場合、提出する書類はなんですか。	該当する利用者の身体状況や病歴、福祉有償運送を必要とする理由を記載した書類（様式は問いません）を旅客名簿と共に提出してください。 その内容を運営協議会等に報告します。
8	運送の際に家族を同乗させることはできますか。	<b>付き添いとして家族等を同乗させることは可能です。</b>

## 2 車両について

	質問	回答
1	福祉有償運送に使用する車両に制限はありますか。	福祉有償運送に使用できる車両は、乗車定員が11人未満のもので、 ① 寝台車（車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車） ② 車いす車（車いすの利用者がそのまま車内に乗り込むことが可能なスロープ又はリフト付きの自動車） ③ 回転シート車（リフトアップシートを含む）を備える車両 ④ 兼用車（ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車） ⑤ セダン型自動車
2	運転者が車両を持ち込んで、福祉有償運送を行うことはできますか。	運転者や地元企業、教育機関等が車検証上の使用者となっている車両を使用することは可能です。 福祉有償運送を実施する間は、実施主体（団体）がその自動車の使用権原を有していることが必要です。自動車の使用者との使用承諾書等を交わした後、福祉有償運送に車両を使用してください。
3	任意の自動車損害賠償保険への加入は必要ですか。	<b>必要です。</b> 自動車の運行により生じた旅客（利用者）やその他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、下記の基準に適合する任意保険（共済を含む）契約を締結していることが必要です。 ① 対人賠償：1人につき無制限 ② 対物賠償：1事故につき1,000万以上 ③ 搭乗者傷害を対象にした賠償 ④ 運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと ⑤ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他制限のないこと ⑥ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること ※ ①②は横浜市の基準です。

		登録後に、基準で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはなりません。
4	使用車両の増車、又は減車がありました。手続きは必要ですか。	<p>「軽微な変更届」の提出が必要です。  <b>変更が発生してから 30 日以内に、必要な添付書類を確認し、変更届一式を提出してください。</b></p> <p>「種類の変更を伴う車両の入替」についても同様です。</p> <p>※「種類の変更を伴う車両の入替」とは例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持込のセダン型車両が軽自動車から普通自動車に変更になった。</li> <li>・(法人) 所有のセダン型車両 (普通自動車) を廃止し、(法人) 所有の車いす車 (普通自動車) に変更した</li> </ul> <p>などです。</p>
5	増車をしました。1 事業所に 5 両以上の車両を配置することになりましたが、協議会等での協議は必要ですか。	<p>協議会での協議の必要はありませんが、<b>有資格の運行管理の責任者の配置が必要になります。</b></p> <p>増車の変更届と併せて、下記の書類をご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 運行管理の責任者の就任承諾書</li> <li>② 運行管理の責任者の資格の写し</li> <li>③ 運行管理の体制等を記載した書類</li> </ol> <p>※運行管理の責任者の資格とは、下記のいずれかの資格になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家資格たる運行管理者</li> <li>・運行管理者試験の受験資格を有する者 (基礎講習修了者)</li> <li>・安全運転管理者等の要件を有する者</li> <li>・実務経験 1 年以上 + 一般講習 (旅客) 受講者</li> </ul> <p>上記の運行管理者は、就任した日の属する年度の翌々年度、以後 2 年ごとに「運行管理者</p>

		<p>講習（一般講習・旅客）を受講してください。</p> <p>6 運行管理の責任者について&gt;も併せてご確認ください。</p>
6	<p>車両を減車しました。 4両以下になった場合、運行管理の責任者の選任は必要ないですか。</p>	<p><b>必要です。</b> ただし、運行管理の責任者の資格は求められていません。</p>
7	<p>車両の表示や備えなければならいものはありますか。</p>	<p><b>【車両の表示】</b> ① 運送者の名称（登録を受けた法人名） ② 「有償運送車両」の文字 ③ 登録番号 をステッカー、マグネット、ペンキ等による横書きで、車両の両側面に表示しなければなりません。 文字のサイズは<u>一辺5cm以上</u>です。 <b>【登録証の携行】</b> また、登録証の写しを自動車に備えておかなければなりません <b>【車内の表示】</b> ※令和5年8月～変更 運送者（団体）は、協議か調った料金表及び運送者（団体）の名称、自動車登録番号を旅客に見えやすいように表示しなければなりません。 <u>（注意）運転者証は廃止されています。</u></p>
8	<p>有効期限が記載されていない車検証でも大丈夫ですか。</p>	<p><b>自動車検査証記録事項</b>をご用意ください。 福祉有償運送で使用する車両が保安基準に適合していることを有効期限の記載されている車検証や自動車検査証記録事項で確認をしています。</p>
9	<p>使用賃借契約書はどんな場合に提出しなくてはいけないのか。</p> <p>また代表者の車を福祉有償運送に使用する場合、甲と乙が同じ名前になる場合も必要か</p>	<p>該当する車両を増車した場合（軽微な変更届）や更新登録申請時に提出が必要です。</p> <p>車両の名義が法人名ではなく、代表者個人であれば、使用賃借契約書を結ぶ必要があります。また車両名義が別法人であった場合も契約が必要です。</p>

### 3 運転者について

	質問	回答
1	免許があれば、福祉有償運送の運転者になれますか。	運転免許証の種類や乗車する車両によっては、講習の受講等が必要な場合があります。 また第1種運転免許保有者の場合、 <u>その効力が過去2年以内において停止されていないこととされています。</u>
2	必要な講習や資格とはなんですか。	<p>【福祉自動車を運転する場合】</p> <p>① 第2種運転免許保有者</p> <p>② 第1種免許保有者であり、かつ、次の要件のいずれかを備えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣が認定する福祉有償運転者講習を修了していること</li> <li>・ケア輸送サービス従事者研修を修了していること</li> </ul> <p>【セダン型自動車を運転する場合】</p> <p>福祉自動車を運転させる要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士</li> <li>・国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること</li> <li>・ケア輸送サービス従事者研修を修了していること</li> <li>・訪問介護員など</li> </ul> <p>※詳細は、横浜市福祉有償移動サービスガイドブックをご確認ください。</p>
3	免許停止処分を受けてしまいました。今後の活動はできますか。	<p>独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診し、運転免許の停止が解除された後でなければ活動を再開することはできません。</p> <p><u>上記は、停止期間を短縮できる「停止処分者講習」とは別の講習ですのでご注意ください。</u></p>

#### 4 運送の区域について

	質問	回答
1	運送の区域として「横浜市」のみ登録をしています。この場合、他都市への運送はできませんか。	発地または着地が「横浜市」であれば運送することができます。 発着地が他都市の場合、該当する区域の運営協議会で協議を諮る必要があり、協議を調べた後、該当する区域で運送を行うことができます。
2	運送の区域が「横浜市」となっている場合は、他都市の人を乗せることはできませんか。	他都市にお住まいの方でも、発地または着地が「横浜市」であれば運送することができます。
3	他都市の運営協議会で協議を調べました。新しい運送の区域を登録証に追加するにはどうすれば良いですか。	横浜市が登録を行っている団体については、横浜市に変更登録申請書類（運送の区域の拡大）と追加する市町村の運営協議会が発行した「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」（原本）及び追加する市町村の運営協議会へ提出した申請書類一式を提出してください。 <b>変更登録手数料（3,000円）を納めていただき、その確認ができ次第、運送の区域を追加（拡大）した自家用有償旅客運送者登録証を発行します。</b>

#### 5 料金について

	質問	回答
1	運送の対価を値上げする場合、どのような手続きが必要ですか。	運営協議会に諮り、協議を調える必要があります。
2	現行の運送の対価の他に、ガソリン代を利用者から収受し、持込み車両の運転者へ支払うことにしたいが、運営協議会等で協議を調える必要はありますか。	協議を調える必要があります。 <b>運送の対価には、通常、ガソリン代も含まれています。</b> 新たにガソリン代を収受するのであれば、運送の対価の変更ということになります。 なお、ガソリン代を含め、運送の対価は、すべて団体の運送収入として計上し、その中から運転者へ支払うようにしてください。
3	運送の対価の目安を教えてください。	<b>運送の対価については、実費の範囲内であること、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であること、などが求められ</b>

		<p>ており、「タクシー運賃の約8割であること」とは、運送の対価の目安として国の通知で示されています。</p> <p>旅客から收受する対価については、運送の対価と運送の対価以外の対価に区分して定められていますが、これは、運送の対価を運送の対価以外の名目で收受することにより、運送の対価の水準を、タクシー運賃の8割であるとするような操作を防止するためです。</p>
4	<p>複数の運送の区域で活動をしています。運送の対価は運送の区域ごとで異なっても良いですか。</p>	<p>運送の対価は、「タクシー運賃の約8割であること」という目安が示されています。</p> <p>各運営協議会等で協議するものですから、運営協議会等ごとに異なっても問題ありません。</p>
5	<p>時間制による運送の対価に加えて、迎車回送料金（車両を乗車地点まで回送する料金）を設定することはできますか。</p> <p>また、時間制の対価の起算点を利用者の乗車時ではなく、出庫時とすることはできますか。</p>	<p>いずれも運営協議会等で協議が調べば可能です。</p> <p>ただし、タクシーの時間制運賃の初乗には、平均的な迎車回送料金の相当分が含まれています。「タクシーの約8割であること」か、判断する際には、時間制の運送の対価に迎車回送料金を加えて比較する必要があります。</p> <p>なお、時間制の運送の対価の起算点を出庫時とし、さらに迎車回送料金も收受することはできません。</p>
6	<p>利用者が（障害福祉サービスの）受給者証を持っています。迎車料等の料金も変わりますか。</p>	<p>障害福祉サービスで算定できる費用（乗降介助等）については、受給者証に記載されている利用者負担割合分の費用を利用者に請求してください。</p> <p>それ以外の介護報酬の範囲外の料金については、福祉有償運送の協議を調えた料金で行ってください。</p>
7	<p>添乗料とは何ですか。どのような場合に発生しますか。</p>	<p>運送にあたって、<b>団体に依頼し、添乗員を付き添わせる場合に係る費用</b>です。</p> <p>【障害福祉サービス利用の場合】</p> <p>① ヘルパー等が1人で対応している場合は、利用者が不安なのでもう一人（ヘルパー）</p>

		<p>をつきたいと申し出があった場合は、福祉有償運送の協議を調えた添乗料で乗車させることができます。</p> <p>② ヘルパー等が2人で対応している利用者の場合は、1人が運転者（介護報酬算定不可）、もう一人（ヘルパー）は障害福祉サービスの算定対象となります。</p> <p><u>（この時は、福祉有償運送で協議を調えた添乗料を利用者に請求できません。）</u></p> <p>家族等が付き添った場合の料金ではありません。家族等が同乗することは可能ですが、家族等の運送の対価を請求することは出来ません。</p>
8	乗降介助を訪問介護や障害福祉サービスの基準で算定していますが、介護報酬とは別に実費で介助料や付添・添乗料を利用者に負担を求めてもいいですか。	<p><u>求めることはできません。</u></p> <p><u>介護報酬と福祉有償運送の実費の費用を二重で取ることはできません。</u></p> <p>利用者のケアプランに沿った内容で、介護報酬を算定し、利用者に請求してください。介護報酬で算定できない場合については、福祉有償運送の協議を調えた料金で計算してください。</p>

## 6 運行管理の責任者について

	質問	回答
1	「運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）に記載する、運送に係る責任者、運行管理の責任者、整備管理の責任者、運転者、事故対応者、苦情処理責任者、苦情処理担当者は兼務できますか。	<p>輸送の安全や利用者利便を確保するため、それぞれ、<u>専門の要員を置くことが望ましい</u>ですが、<u>困難な場合には兼務することは可能です。</u></p> <p>ただし、<u>運行管理の責任者が運転者となる場合は、予め選任されている運行管理の責任者の代行者が安全な運転のための確認を行うことにより、運行管理を確実に行うことが必要</u>です。</p>
2	事故処理連絡体制の責任者と代表者は一緒でも問題ないですか。	上記のとおり、兼務することは可能です。
3	運行管理の責任者と整備管理の責任者は一緒でも大丈夫か	上記のとおり、兼務することは可能です。

4	<p>運行管理の責任者と代行者は一緒の人でも問題ないですか。</p>	<p>運行管理の責任者がやむを得ず不在にする場合に、<u>運行管理の責任者の業務を行うための代行者</u>です。</p> <p>運行管理の責任者とは別の方を代行者として選任してください。代行者に選任された方は、運行管理の責任者の業務内容を確認して下さい。</p>
5	<p>運行管理の責任者は、どのような資格が必要ですか。</p>	<p>1 事業所に5両以上の車両を配置する場合、下記のいずれかの資格になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家資格たる運行管理者</li> <li>・ 運行管理者試験の受験資格を有する者（基礎講習修了者）</li> <li>・ 安全運転管理者等の要件を有する者</li> <li>・ 実務経験1年以上＋一般講習（旅客）受講者</li> </ul> <p><b>【重要】</b></p> <p>上記の運行管理者は、就任した日の属する年度の翌々年度、以後2年ごとに「<b>運行管理者講習（一般講習・旅客）</b>」を受講してください。</p> <p>更新申請時に、運行管理の責任者の資格及び一般講習（旅客）の受講確認をします。 一般講習（旅客）の受講タイミングをしっかりと管理してください。</p>
6	<p>運行管理の責任者の変更があった場合には、どのような手続きが必要になりますか。</p>	<p>届出の必要はありません。</p> <p>ただし、新しい運行管理の責任者が必要な要件を満たしているかどうか、次回の更新登録等で確認することになります。</p>
7	<p>運行管理の責任者はどのような業務ですか。</p>	<p>運行管理の責任者の業務は、道路運送法施行規則で定められています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 運転者の要件を備えない者に自動車を運転させないこと</li> <li>② 事故等を惹起した運転者や免停以上の処分を受けることになった運転者に適性診断を受診させること</li> <li>③ 乗務前および乗務を修了した運転者に対し、疾病、疲労、飲酒等の確認、必要な支持を対面により行うよう努め、その内容の</li> </ol>

		<p><b>記録、記録の保存（1年）</b></p> <p>④ 運転者に乗務記録を作成させ、その記録の保存（1年）</p> <p>⑤ 運転者台帳の作成および事務所への据え置き</p> <p>⑥ 事故の記録を作成し、その記録を2年間保存</p> <p>⑦ 運行計画</p> <p>等の業務があります。</p> <p>5両以上の車両を保有する事業所（特定事務所）の運行管理の責任者は、資格が必要です。</p>
8	事故が発生した場合は、運転者はどうしたら良いですか。	<p>運行管理の責任者に報告をしてください。</p> <p>運行管理の責任者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人身事故</li> <li>・ 重大な物損事故</li> <li>・ 乗降介助中の事故</li> </ul> <p>の場合は、運営協議会へ事故報告の提出が必要です。横浜市に速やかに連絡をしてください。</p> <p>その他の事故については、適切に記録を残してください（2年保存）。</p> <p>事故により、運転者が免許停止以上の処分を受けることになった場合は、適性診断の受診等、運行管理の責任者が適切に運転者に指示してください。必要であれば、運転記録証明書等を申請し、運転者の免許の状況を確認してください。</p>
9	苦情処理の責任者と担当者は同じ人が就任しても問題ないですか。	<p>苦情処理の責任者と担当者はそれぞれ別の方を選任してください。</p>
10	利用者（またはその家族）から苦情がありました。横浜市へ報告する必要はありますか。	<p>報告の必要はありません。</p> <p>事業所の苦情処理担当者および責任者は、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た人にたいして、遅滞なく、弁明しなければなりません。</p> <p>また、苦情の申し出を受け付けた場合は、その記録を1年保存しなければなりません。</p>

11	福祉有償運送以外で登録車両を使用する際、アルコールチェックは必要ですか。	福祉有償運送事業以外で使用する車両が5両以上ある場合は、最寄りの警察署へ安全運転管理者の配置の届出が併せて必要です。 安全運転管理者は、運転前後の運転者の飲酒の確認を行う必要があります。 4両以下の事業所の場合も、飲酒の確認および記録をつけることによって、法令違反や事故を防ぐことにつながります。
----	--------------------------------------	--

## 7 整備管理の責任者

	質問	回答
1	整備管理の責任者には、どのような資格が必要ですか。	福祉有償運送の整備管理の責任者については、自動車の点検及び整備に関する知識や技術を有することが望まれますが、特段の資格を求めています。 ただし、使用する車両の乗車定員や台数によっては、道路運送車両法第50条の規定により、整備管理者の選任が必要になる場合があります。

## 8 その他

	質問	回答
1	新規申請や更新登録申請の書類の中に、「運転記録証明書」とあります。証明期間は何のものを用意すればよいですか。	3年または5年のものをご用意ください。
2	横浜市から訪問の案内が届きました。何を準備すれば良いですか。	通知文の裏面に、確認させていただく書類の一覧を記載しておりますのでご確認ください。
3	複数人の利用者（旅客）を運送することは可能ですか。	福祉有償運送は原則個別輸送です。 ただし、通達で示されているような輸送で、運営協議会等に諮り、必要性が認められた場合に限って複数乗車の運送は可能になります。 通達でしめされた複数乗車の事例について、横浜市にお問い合わせください。

4	運営協議会は毎月開催されますか。	年に2～3回の開催になります。 開催に時期については、横浜市へお問い合わせください。 受付期間外に申請書等をご提出いただいても受付できません。
5	軽微な変更届はいつ提出すれば良いですか。	変更が発生してから30日以内にご提出ください。
6	軽微な変更届は、何を提出すれば良いですか。	提出書類は下記のとおりです。 ① 横浜様式6 ② 様式第2-4号 ③ 届出内容に必要な添付書類 <u>※必要な添付書類については、横浜市ホームページやガイドブックに掲載しています。ご確認ください。</u>
7	車両の入替をしました。軽微な変更届について教えてください。 車両の総台数が変わらなければ、変更届は必要ないですか。	【変更届の提出が必要な場合】 例 ・セダン車から福祉車両に変更した。 ・(同じ種類(福祉車両またはセダン等)の車両で) 所有車から持込車に変更した ・(同じ種類(福祉車両またはセダン等)の車両で) 普通車から軽自動車に変更した などは、変更届の提出が必要です。 必要書類については、上記をご確認ください。 【変更届の提出が不要な場合】 同じ種類(福祉車両またはセダン等)の車両で、所有または持込の区分も変更なく、車両の種別(普通車または軽自動車)の変更もない場合は必要がありません。 適切に団体で必要書類を保管してください。
8	実績報告は1年に1回提出しなければなりませんか。	毎年5月末までに前年度の実績報告を提出してください。 様式は横浜市ホームページからダウンロードできます。
9	利用者(子)の親が団体に所属し、運転手になることは可能ですか。 (利用者(子)を運送する場合)	可能です。 利用者(子)を団体のサービス提供として運送する場合は、協議を調えた料金が適用されます。

10	利用者（子）を運送する場合、利用者（子）の料金と運転者の給与はどうなりますか。	利用者（子）が団体のサービスとして福祉有償運送を利用した場合は、協議を調えた料金が適用されます。また、サービスの提供を行った分として、運転者（親）に支払う対価は発生します。 運転者（親）が、運転者としての活動範囲外で、利用者（子）を送迎した場合は、料金や給与は発生しません。
----	---	--

# 【資料11】

## 地域支え合いドライバー支援講習について

横浜市内では、日常生活の身近な移動のため、地域の支え合いによる移動支援（ボランティア送迎や福祉有償運送）が市内各地で行われています。

この移動支援は、バス等の公共交通の利用が難しい地域では、大きな役割を担っていますが、ドライバー不足が課題の一つとなっています。

横浜市では、地域のみなさまにこの活動を知っていただくとともに、「地域支え合いドライバー」となるために必要な知識や技術を学ぶ講座を開催しました。

<緑区 講習の様子>



### 1 令和7年度開催概要

- ① 令和7年10月27・28日 青葉区役所
- ② 令和7年11月10・17日 緑区役所

### 2 参加者

- ① 9名（うち4名は福祉有償運送運転者講習・セダン等講習受講）
- ② 10名（うち6名は福祉有償運送運転者講習・セダン等講習受講）

### 3 講習内容

#### 国土交通大臣認定講習

- ・交通空白地有償運送運転者講習
- ・福祉有償運送運転者講習・セダン等運転者講習

#### 【参考】

- |          |       |                      |
|----------|-------|----------------------|
| ・令和5年11月 | 港北区開催 | 12名（うち福祉有償運送団体所属者1名） |
| ・令和6年7月  | 戸塚区開催 | 4名（うち福祉有償運送団体所属者1名）  |
| ・令和6年11月 | 都筑区開催 | 34名（うち福祉有償運送団体所属者5名） |
| ・令和7年10月 | 青葉区開催 | 9名（うち福祉有償運送団体所属者1名）  |
| ・令和7年11月 | 緑区開催  | 10名（うち福祉有償運送団体所属者1名） |

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 委員名簿

【参考資料1】

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日

	選出分野	団体等	氏名（敬称略）
1	横浜市健康福祉局の職員	地域福祉保健部長	高木 美岐
2	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神奈川県個人タクシー協会 理事長	門谷 真人
3		一般社団法人神奈川県タクシー協会 常任理事	藤井 嘉一郎
4	住民又は旅客	青葉区介護者の会 介護者サポート「ほっと青葉」 代表	梅原 由美子
5		特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会	矢村 正義
6		横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事	熊坂 康
7		公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会	白石 幸男
8		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長	倉澤 政江
9	国土交通省地方運輸支局の職員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	森下 文章
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 議長	水野 潔
11	市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長	服部 一弘
12	学識経験のある者	学校法人愛知東邦大学人間健康学部	西尾 敦史
13	地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者	一般社団法人横浜市介護支援専門員協議会	鈴木 勝
14		横浜市能見台地域ケアプラザ 看護師	宮越 志保
15	ボランティア団体に所属する者	認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事	鈴木 智香子

## 【参考資料2】

### 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱

制 定 平成 16 年 11 月 11 日 福高在第 262 号（副市長決裁）

改 正 令和 2 年 4 月 1 日 健福第 158 号（局長決裁）

#### （目的）

第 1 条 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（以下「法」という。）第 79 条に基づく登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。以下同じ。）を経て行う福祉有償運送（以下「福祉有償移動サービス」という。）について、その必要性並びに適正な実施等について協議することを目的とした横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

#### （協議事項）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの必要性について
- （2）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの適正実施について
- （3）NPO等が法第 79 条に基づく登録を申請する場合における旅客から収受する対価について
- （4）法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除について
- （5）その他会長が必要と認めることについて

#### （組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に健康福祉局長が就任を依頼する。

- （1）横浜市健康福祉局の職員
- （2）一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）住民又は旅客
- （4）国土交通省地方運輸支局の職員
- （5）一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- （6）市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- （7）学識経験のある者
- （8）地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者
- （9）市民活動支援団体に所属する者

#### （任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、次の各号の事由に該当する場合に会長が招集する。

(1) 法第79条に基づく登録の申請が予定される時。

(2) 重大事故等、福祉有償移動サービス事業実施上の問題が発生したとき。

(3) その他会長が必要と認めるとき。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。

なお、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、第3条第2項第6号に該当する委員は、自らが行う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、会議及び表決を委任することができる。ただし、会長、第5条第3項に該当する委員を除く。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(書面の郵送による議決)

第8条 会長は、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るとき、または、協議会の運営上必要があると認めるときは、協議会の開催に代えて書面の郵送により意見の聴取を行い、協議を調えることができる。この場合においては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うものとし、議事概要を作成して公表する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(連絡・相談窓口)

第10条 福祉有償移動サービスに関する相談、苦情、その他に対応するため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課を連絡・相談窓口とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならな

い。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の改正より、新たに増員された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成20年6月19日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正により、就任を依頼された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成26年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、健康福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 「運送の対価」について

タクシー運賃	<p><b>【距離制】</b>          初乗り1.091kmまで 500円          (1km=458.29円)          239mごと 100円加算          (1km=418.41円)</p> <p><b>【時間制】</b>          初乗り1時間まで 5,450円          30分ごと 2,460円</p>
8割の対価	<p><b>【距離制】</b>          初乗り1kmまで 366.632円          (端数切捨て:366円)          初乗り2kmまで 701.36円(端数切捨て:701円)          (初乗り1kmまで:366.632円+加算分:334.728円/km)</p> <p>以降、1kmごとに334.728円加算</p>

【例】5km利用した運送した場合の「運送の対価」

タクシー運賃	2,130円 【458円(初乗り1.091kmまで500円:約458円/km)+ 1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】
8割の対価	1,702円【366円(初乗り1km:約366円)+1,336円(約334/km×4km)】